



平成28年度第3回 総合教育会議

日時 2016年7月27日(水) 午後1時

場所 森谷産業旭ビル4階 第1会議室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 議事録署名人の決定
- 4 議事
 - (1) 平成29年度教育予算編成について
 - (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における教育に関する取組について
 - (3) その他
- 5 閉会

出席者名簿（敬称略）

教育委員会委員	小 竹 伊 津 子
	井 上 公 基
	中 林 奈 美 子
	吉 田 早 苗
市 長	鈴 木 恒 夫

関係職員	教育次長	小 林 誠 二
	教育部長	吉 住 潤
	教育総務課長	神 尾 友 美
	東京オリンピック・パラリンピック開催準備室	松 崎 正 一 郎
	東京オリンピック・パラリンピック開催準備室	高 田 美 彦
	東京オリンピック・パラリンピック開催準備室	秦 野 貴 史

事務局	企画政策部長	渡 辺 悦 夫
	企画政策課長	黒 岩 博 巳
	企画政策課主幹	石 塚 義 之
	企画政策課主幹	白 井 健 智

席次表

		中林委員	小竹委員	鈴木市長	
神尾 参事	小林 次長				
高田 室長 補佐	吉住 部長				
秦野 上級 主査	松崎 室長	吉田委員	井上委員		
		白井	石塚	黒岩 参事	渡辺 部長

(事務局)

平成28年度教育予算の状況

平成27年度の協議内容の主な項目	平成28年度予算の状況
教員の多忙化解消に向けた人的支援 (特に小学校)	【新規】児童支援体制充実事業費 小学校9校に「児童支援担当教諭」を各1名位置づけ、その教諭の軽減された授業時間を補うため市費講師を補充(6月補正)
校務用パソコンの整備	【拡充】校務支援システム構築事業費(小学校) 小学校教育のICT化を図るため、新規にタブレット端末143台を導入(6月補正)
空調の整備(教室、調理場)	《継続》給食室改修工事費 新林小学校、天神小学校の給食調理室空調設備設置工事
トイレの整備	《継続》学校施設環境整備事業費(中学校) 大庭中学校のトイレ改修工事(6月補正)
床、壁のはがれ	《継続》学校施設環境整備事業費(中学校) 村岡中学校の外壁改修工事(6月補正)
温もりのある木材の使用	床修繕等の際に対応 (今後の大規模修繕などの機会に検討)
給食の充実	【拡充】中学校給食運営管理費 4校(御所見、大庭、高倉、大清水)
幼・保・小・中の連携	《継続》 幼稚園・保育所・小学校・中学校連携推進事業
こどもの貧困化(安定して学業に取り組める支援制度)	【新規】子どもの生活支援事業費(民生費) 夜を保護者と一緒に過ごすことができない経済的困難を抱えている家庭の子ども等を対象に、安心して夜を過ごすことが出来る居場所を提供する事業を委託(6月補正)
いじめの問題への対応	《継続》 いじめ暴力防止対策費(教育費) 人権施策推進事業費(総務費)
不登校の問題への対応	《継続》 学校教育相談センター関係費(教育費)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた教育に 関する取組について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、本市江の島（湘南港）がオリンピック・セーリング競技の会場に了承されました。

大会への気運の醸成を図り、オリンピックの開催による成果を次の世代に継承するとともに、子どもたちの健全な心身の成長に寄与することを目的として、教育に関する取組（教育プログラム）を推進していきたいと考えています。

1 オリンピックの精神（オリンピズム）

オリンピックにおいて、憲法的な性格を持つ基本的な法律文書として、オリンピズム（オリンピックの精神）の根本原則とその根源的な価値を記した「オリンピック憲章」が定められています。

「オリンピック憲章」においてオリンピズムは、スポーツだけでなく、心身の成長、国際交流、平和な社会の構築などを目指す考え方として定められており、教育、倫理規範などにも及ぶものとして位置づけられています。

オリンピック憲章（抜粋）

オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。

2 文化・教育における取組の必要性

オリンピズムをもとに、関係者だけでなく、次の世代への理念、考え方の継承の視点から文化・教育に関する取組が求められており、共同開催都市として、その一翼を担っていくことが必要となっています。

3 本市における取組の方向性

オリンピック・パラリンピック競技大会がもたらす感動や共生社会の推進をはじめとする効果を本市の価値として創造し、次の世代に継承していくためには、オリンピック教育をあらゆる場面に幅広く、効果的かつ継続的に行っていくことが重要となります。

オリンピック教育のねらいは、単に「オリンピックを学ぶ」ことだけでなく、オリンピックを題材として、世界に広がる多様な価値を学ぶことにあります。オリンピックの理想を取り入れながら、体育やスポーツという分野にとどまらない文化活動、教育活動を、対象や目的に応じた方法で取り組んでいきたいと考えています。

具体的な内容については、組織委員会や文部科学省の方針、東京都の取組などを参考としながら、教育委員会との協議を踏まえ、平成29年度末までにまとめていきたいと考えています。

4 参考

(1) 文部科学省の取組

2015年2月に「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」が設置され、同年7月には「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて（中間まとめ）」が、2016年6月には「最終報告（素案）」が報告されています。

内容としては、オリンピック・パラリンピックを題材にしたスポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上、障がい者を含めた多くの国民の、幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画（「する」、「見る」、「支える」、「調べる」、「作る」）の定着・拡大、児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成等が検討されています。

(2) 東京都の取組

2014年10月に「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」が設置され、2015年12月に最終提言が公表されました。

これを受け、東京都教育委員会は、2016年1月に「東京都オリンピック・

パラリンピック教育実施方針」(資料3)を策定しています。

③ ロンドン大会での取組

数千の学校、大学、その他の学習機会提供者がオリンピック・パラリンピックの価値に関する学習機会を提供することで、青少年の気運の醸成等を図ることを目的に、オリンピック教育事業「ゲット・セット (Get Set)」が2008年9月から実施されました。

この事業では、青少年のオリンピック・パラリンピックの価値や大会に関する学習機会の支援として、専用ウェブサイトにおいて学校や地方自治体の教育支援担当者等にオリンピック関連の各種教材や指導のアイデアが無償で提供されました。学校教員や生徒は、ウェブサイト上で登録すると全ての教材にアクセスし、活用することができたことから、2012年までにイギリス国内の85%以上の学校が登録し、700万人近い生徒がオリンピックについて学習しました。

(事務担当 企画政策部東京オリンピック・パラリンピック開催準備室)

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針

平成28年1月
東京都教育委員会

目次

1	意義	1
2	育成すべき人間像	2
3	基本的視点	2
4	対象	2
5	期間	2
6	段階的な取組の推進	2
7	取組に当たっての基本的枠組	3
	(1) 4つのテーマの意義	4
	(2) 4つのアクションの意義	5
8	学習・教育活動の進め方	5
9	重点的に育成すべき5つの資質	6
	(1) ボランティアマインド	6
	(2) 障害者理解	6
	(3) スポーツ志向	6
	(4) 日本人としての自覚と誇り	6
	(5) 豊かな国際感覚	7
10	5つの資質を伸ばすための4つのプロジェクト	7
	(1) 東京ユースボランティア	7
	(2) スマイルプロジェクト	7
	(3) 夢・未来プロジェクト	8
	(4) 世界ともだちプロジェクト (Global Friendship Project)	8
11	オリンピック・パラリンピック教育の3つのレガシー	8
12	各学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の 推進を支えるために東京都教育委員会が実施する支援策	9
	(1) 学習教材の作成等子供たちの学習活動を支える取組の充実	9
	(2) 教員研修の充実	10
	(3) 教育をサポートするウェブサイトの構築	10
	(4) 学校を支援するコーディネート機能の構築	10
	(5) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や 関係機関との連携・協働	10
	【資料1】 段階的な推進 - 準備期と3つのフェーズ	11
	【資料2】 「4×4の取組」の具体的な実践例	12
	【資料3】 ボランティアマインドを醸成する具体的実践例	13
	【資料4】 障害者理解を促進する具体的実践例	14
	【資料5】 スポーツ志向を高める具体的実践例	15
	【資料6】 日本人としての自覚と誇りを高める具体的実践例	16
	【資料7】 豊かな国際感覚を醸成する具体的実践例	17

1 意義

学術、文化、経済など様々な分野でグローバル化が進展している中、東京が、将来にわたり発展していくためには、多様な文化を受け入れ、東京に暮らす全ての人々が分け隔てなく自己の能力を発揮できる社会を作り上げていく必要がある。これはまた、年齢、国籍、文化の違いや障害の有無などに関わらず、あらゆる人々が互いの人権を尊重し合い、共に力を合わせて生活する共生社会を実現していくことでもある。

こうした時代を生きるこれからの子供たちには、自己を確立しつつ、他者を受容し、多様な価値観を持つ人々と協力・協働しながら課題を解決する力が求められる。また、多くの外国人と交流する機会が増えていく中、臆せず積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や日本人としてのアイデンティティをしっかりと持ち、豊かな国際感覚を醸成する必要もある。

しかしながら、「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成 25 年内閣府）では、自尊心に関わる肯定的な回答の割合や、ボランティア活動に興味があると回答した割合が、諸外国と比べ低いという結果が表れている。また、「若者の海外留学促進実行計画」（平成 26 年内閣府）によれば、中国をはじめとする諸外国では、海外へ留学する学生等は増加する傾向にある一方、我が国においては、その数は、平成 16（2004）年の約 83,000 人から平成 23（2011）年には約 58,000 人へと 3 割近く減少している。

このように、今後子供たちに求められる姿と現状との隔たりは、我が国の初等中等教育の大きな課題の一つである。

これまで、オリンピック・パラリンピックは、開催都市と国に大きな社会変革をもたらし、とりわけ若者や子供たちを鼓舞し、勇気と感動を与えてきた。オリンピック憲章では、オリンピズムは、肉体と意志と精神の全ての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学であり、スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものであるとしている。そして、その目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることにある。

これらは、豊かな情操と道徳心、自主・自律の精神、公共の精神、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどを定める教育基本法の「教育の目標」や学習指導要領の理念にも相通するものである。

このため、東京都教育委員会は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を、子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」（以下「本教育」という。）を全校で展開することとする。これにより、東京都の児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を確実に推進し、国際社会に貢献し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成していくとともに、東京 2020 大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを子供たち一人一人の心と体に残していく。

2 育成すべき人間像

「オリンピック・パラリンピックの価値・精神」及び「東京 2020 大会ビジョン」等を踏まえ、本教育を通じ、次のような人間の育成を目標とする。

- (1) 自己を肯定し、自らの目標を持って、自らのベストを目指す意欲と態度を備えた人間
- (2) スポーツに親しみ、知・徳・体の調和のとれた人間
- (3) 日本人としての自覚と誇りを持ち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた人間
- (4) 多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間

3 基本的視点

教育活動を進めていくに当たり、重視すべき視点を次の3点とする。

- (1) 全ての子供が大会に関わる

全ての子供が、発達段階や興味・関心に応じて、オリンピック・パラリンピックに何らかの形で関わり、それらを通して、オリンピック・パラリンピックの価値や意義を学ぶ。

- (2) 体験や活動を通じて学ぶことを重視する

子供たちがオリンピック・パラリンピックについての知識を習得するだけでなく、実際に体験や活動することを通じて学びを深めていく。

- (3) 計画的・継続的に教育を展開する

現在の小学校第5学年が大会時には高校第1学年となり、現在の中学校第2学年は高校を卒業して1年目の年を迎えるなど、東京2020大会と、更にその先を見据え、計画的・継続的に教育を展開していく。

4 対象

都内全ての公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校を対象とする。

5 期間

本教育を実施する期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とする。

なお、本教育に係る活動は、平成32(2020)年度末をもって終了させるものではなく、引き続き発展させながら、継続できる活動とする。

6 段階的な取組の推進

本教育は、東京2020大会の開催までの5年間をかけて、段階的に深化・拡充させる。(資料1参照)

- (1) 準備期間 [～平成28(2016)年8月]

平成28(2016)年リオデジャネイロ大会終了までを、本教育を本格的にスタートさせる前の準備期間として位置付ける。

(2) 第Ⅰフェーズ [平成 28 (2016) 年9月～平成 29 (2017) 年]

平成 28 (2016) 年リオデジャネイロ大会終了後を、各学校が、後述する基本的な枠組みに基づき、ボランティアマインドの醸成や障害者理解教育の促進など、本教育を本格的に開始する期間として位置付ける。

(3) 第Ⅱフェーズ [平成 30 (2018) 年～平成 31 (2019) 年]

東京 2020 大会を 2 年後に控えるこのフェーズでは、オリンピック・パラリンピック参加予定国・地域（以下「大会参加予定国」という。）への理解・交流等を深めていくとともに、障害者理解やボランティア活動などの取組を一層活発化させる期間として位置付ける。

(4) 第Ⅲフェーズ [平成 32 (2020) 年以降]

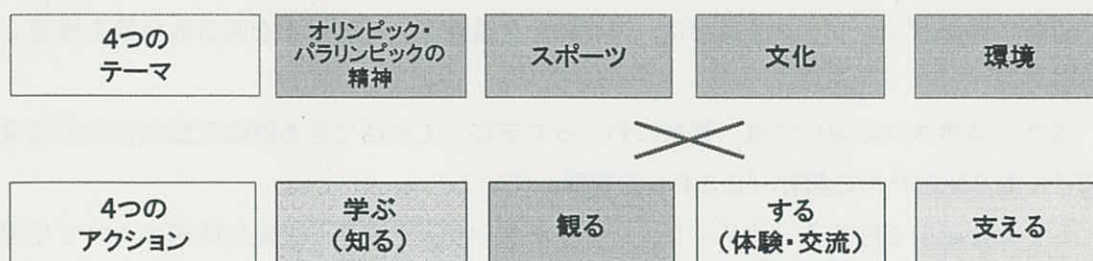
開催年である平成 32 (2020) 年は、選手村での歓迎イベントや競技会場での観戦・応援、大会ボランティアや観光客等をサポートする都市ボランティアへの参加、文化プログラムやライブサイトなど大会関連イベントへの参加など、大会や関連事業を直接・間接に、子供たちが支え、体験する取組を行い、本教育のピークとする。

また、大会終了後は、5 年間にわたる本教育を統括した上で、この間に培ってきたノウハウ、ネットワークなどを生かしつつ、引き続き有効な取組を継続していく。

7 取組に当たっての基本的枠組

本教育は、「オリンピック・パラリンピックの精神」と、オリンピック・ムーブメントの 3 つの柱「スポーツ」、「文化」、「環境」を合わせた 4 つのテーマを設定し、「学ぶ（知る）」「観る」「する（体験・交流）」「支える」の 4 つのアクションを組み合わせた多彩な取組（以下「4×4 の取組」という。）を行う。

<図 1> 「4×4 の取組」の展開イメージ



(1) 4つのテーマの意義

① オリンピック・パラリンピックの精神

オリンピック・パラリンピック競技大会の究極の目標である「平和でより良い世界の構築に貢献すること」は、教育基本法及び学校教育法における「教育の目標」とも通ずるものである。特に、卓越、友情、敬意／尊重の3つの中心的価値を実現することを目指すオリンピックの精神（オリンピズム）と、勇気、決断力、平等、鼓舞の4つの中心的価値を具現化するパラリンピックの精神は、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う」「豊かな心を育む」ことを目標とする道徳をはじめとした学校教育との親和性が非常に高い。

このため、オリンピック・パラリンピックの精神や意義は、本教育全体を貫く基本理念と捉え、全ての教育活動に関連付けて取組を展開する。

② スポーツ（オリンピック競技、パラリンピック競技・障害者スポーツ）

スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることはオリンピック精神の目的とされており、スポーツは正に人間の知・徳・体の均衡のとれた総体としての発達・形成にとって不可欠なものである。こうしたスポーツの意義や精神を学ぶことは、保健体育・体育科の目標の実現にもつながる。

更には、障害者スポーツの体験や特別支援学校の児童・生徒と公立小・中・高校生との交流などを通じ、障害者理解教育を充実させる。

③ 文化（日本文化、国際理解・交流）

東京 2020 大会を通じて、我が国で長い年月を経て育まれた伝統・文化や、いわゆる「クールジャパン」と呼ばれる現代の文化や技術のすばらしさを、次代を担う子供たちに伝える。

また、東京 2020 大会に向けて外国人との交流機会が飛躍的に増大することを活用し、異文化に対する理解を深め、異なる文化を持つ人々と認め合い、広い視野を持ち共に生きる態度などを育成する。

④ 環境（持続可能な開発のための教育 ESD : Education for Sustainable Development）

近年、国際オリンピック委員会は、環境保全を重視し、その徹底を図る取組等を推進している。

また、ユネスコにおいては、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育（ESD）を提唱している。

こうした動向を踏まえ、オリンピック・パラリンピックを通じて環境問題について学習することにより、次代を担う子供たちが、自主的・積極的に環境保全活動に取り組み、世界の人々と協調し共存できる持続可能な社会の担い手となるよう取り組む。

(2) 4つのアクションの意義

子供たちに、4つのテーマについて学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させる（「学ぶ（知る）」）。

その上で、子供たち自身が、興味・関心を持ち、自ら抱いた疑問や課題を解決するためには、実際に観たり（「観る」）、体験や交流をしたりする（「する（体験・交流）」）といった活動を重視する。

さらには、5年間かけて、子供たちに何らかの形で大会を支えていこうという意識を醸成し、できるだけ多くの子供たちが大会や関連事業を直接・間接に支える取組を行っていく。この5年間のプロセスにより、スポーツ、文化、福祉、環境等多くの分野で地域や社会を「支える」活動を通じ、子供たちに、ボランティアマインドや社会貢献の心を醸成することを目指し、4つのテーマを横断して取り組むものとする。

これら4つのアクションにより、4つのテーマにアプローチすることで、多彩な教育活動を展開する。

8 学習・教育活動の進め方

- (1) 各学校において、本教育を展開するに当たっては、当該校の特色及び校長の経営方針等に基づき、年間指導計画を作成し、年間35時間程度を目安とし、学校全体で組織的・計画的に実践する。
- (2) 本教育は、これまで行ってきた各学校における様々な教育実践を踏まえ、オリンピック・パラリンピックに関連付けて行うことを基本とする。
- (3) オリンピック・パラリンピックは、教材の宝庫であるため、特定の教科等に偏ることなく全ての教育活動で展開する。
- (4) 子供たちを対象として行う本教育活動には、保護者や地域住民の参加を促す取組や、学校と家庭とが連携できる学習方法などを積極的に取り入れる。
- (5) 学習の効果をより高めるために、東京都教育委員会が発行するオリンピック・パラリンピック学習読本（以下「学習読本」という。）や映像教材をはじめ、アスリート等の伝記やエピソードを紹介した書籍・情報等の補助教材を十分に活用する。
- (6) オリンピアン、パラリンピアン、アスリート、スポーツ指導者、1964年東京大会を体験した地域の方々と直接交流する機会の設定に努める。
- (7) 国際理解教育や国際交流を進める際には、学校の特色や地域の特性を踏まえ、関係機関や関係者との連携を深めるとともに、伝統芸能・文化の学習や地元の史跡・郷土資料館等の活用を通じて、その魅力を自ら発信できるような取組に努める。
- (8) 学習指導要領に基づき、我が国の国旗・国歌について、その意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌についても同様に尊重する態度を育てる。

9 重点的に育成すべき5つの資質

多彩な「4×4の取組」を展開することで、子供たちに多くの資質・能力を身に付けさせることが可能となるが、特に次の5つの資質については、重点的に育成する。

(1) ボランティアマインド

少子高齢化が一層進むこれからの時代にあっては、社会に貢献しようとする意欲や他者を思いやる心などのボランティアマインドを醸成することは、共生社会の構成員となる子供たちにとって不可欠な要素である。また、子供たちの自尊感情を高める上でも、ボランティア活動は非常に効果がある。

このため、4つのアクションのうち、特に「支える」活動を通じて、発達段階に応じたボランティアに関わる取組を推進することで、継続的・計画的にボランティアマインドを醸成し、自尊感情を高めていく。

(2) 障害者理解

障害の有無にかかわらず、全ての人々が、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていく力を身に付けることは、真の「共生社会」を実現する上で非常に重要である。

このため、障害者理解の学習、障害者スポーツの体験や障害者との交流など、障害者理解を進める教育を一層充実させ、多様性を尊重し、障害を理解する心のバリアフリーを子供たちに浸透させる。

(3) スポーツ志向

スポーツは、心と体の健全な発達を促し、人生をより充実したものとするに寄与するものである。とりわけ、利便性の高い生活環境の中で体を動かす機会が減少している東京の子供たちにとって、スポーツに親しむことは重要である。

このため、子供たちが、様々なスポーツを体験することにより、フェアプレーやチームワークの精神を身に付けるとともに、体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養い、心身ともに健全な人間へと成長させる。

(4) 日本人としての自覚と誇り

東京の子供たちが、世界各国の子供たちと交流し、異文化を尊重しつつ、積極的にコミュニケーションをとれるようにするためには、まず、子供たち自身が日本や東京の良さを十分理解することが極めて重要である。

また、我が国には礼節を重んじ、他者を思いやり、マナーを守り、助け合って生活する国民性がある。こうした規範意識、公正・公平な態度や公共の精神などを改めてしっかりと身に付けることにより、自分を見つめ直し、日本人としての自覚と誇りを持てるような教育を進める。

(5) 豊かな国際感覚

東京 2020 大会に向け、東京に世界中から多様な人々が集まり、子供たちが外国語で交流する機会も増える。

このため、子供たちが世界で通用する英語力を身に付けることはもとより、相手の意図・考え方を的確に理解し、世界各国の人々と臆せず積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、豊かな国際感覚を醸成し、世界の多様性を受け入れる力を身に付ける教育を進めていく。

10 5つの資質を伸ばすための4つのプロジェクト

重点的に育成すべき5つの資質を伸ばすために、主に以下の4つのプロジェクトを推進する。各学校においては、これらのプロジェクトを活用することにより、それぞれの状況に応じて、日常的に行っている独自の取組を更に活性化させていく。

(1) 東京ユースボランティア

この取組は、各学校が取り組んできた社会奉仕の精神を養う取組を充実・拡大させていくものであり、子供たちのボランティアマインドを育むとともに、自尊感情を高めていくために、発達段階に応じて、ボランティア活動を計画的・継続的に行うものである。

【具体的取組例】

- ・ 地域清掃、地域行事、地域防災活動、スポーツ大会、障害者・高齢者施設等でのボランティア等

(2) スマイルプロジェクト

この取組は、「共生社会」の実現に向け、子供たちに、お互いの人格や個性についての理解を深め、自ら主体的に関わる方法を考えさせ、思いやりの心を育成するものであり、これまで各学校で行ってきた思いやりの心を育てる取組や、障害の有無にかかわらず、子供たちの相互理解を図る教育を充実・拡大するものである。

【具体的取組例】

- ・ 障害者スポーツの観戦や体験等
- ・ 特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と小・中・高校生との交流
- ・ 高齢者介護施設や障害者施設の訪問、障害のある人が感じる不便や不安を直接体感する体験活動、障害者アートの鑑賞等

(3) 夢・未来プロジェクト

この取組は、オリンピックやパラリンピアン等のアスリート等を学校に派遣し、直接交流を実施することにより、児童・生徒がオリンピック・パラリンピックのすばらしさを実感できるようにするとともに、スポーツへの関心を高め、夢に向かって努力したり困難を克服したりする意欲を培うために現在実施している取組であり、今後、全校展開に伴い充実・拡大するものである。

(4) 世界ともだちプロジェクト (Global Friendship Project)

この取組は、世界には多くの国があり、その国の様々な人種や言語、文化、歴史などを学ぶことを通して、単に知識を広げるだけではなく、世界の多様性を知り、様々な価値観を尊重することの重要性を理解するものである。

具体的には、東京都教育委員会が、区市町村教育委員会及び都立学校に対し、五大大陸のバランスを考慮した参加予定国5カ国を一つのグループとする国割表を提示する。これを受け、各学校では、大会参加予定国を幅広く学び、可能な限り実際の交流へと深化させていく活動を行う。

この際、これまで地域・学校が築いてきた姉妹都市や姉妹校等のつながりも生かした教育を展開するものとする。

また、留学生が多く、多様な国籍の人々が住み、大使館が集中している等の東京の特性を生かした国際交流も実施する。

【具体的取組例】

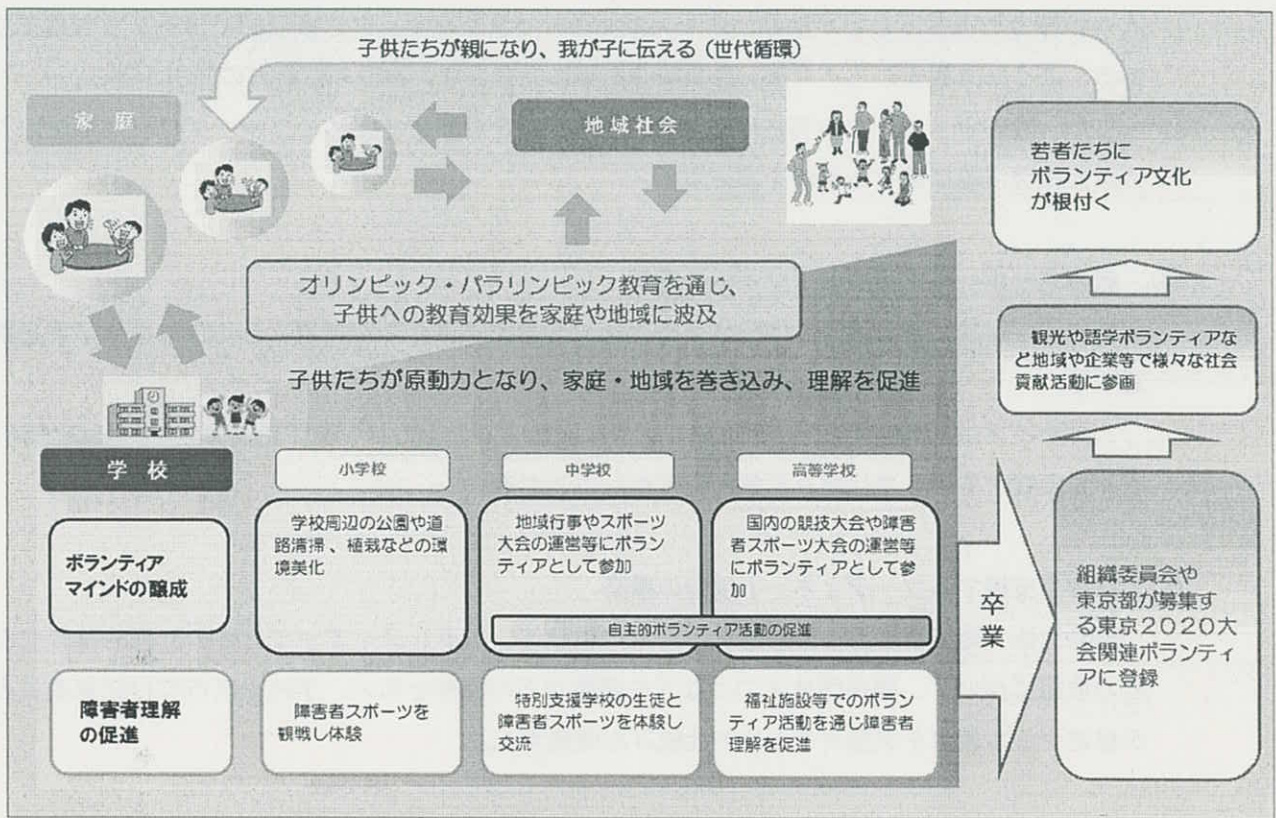
- ・ 地域の留学生や外国人、インターナショナルスクール、大使館等と交流
- ・ 手紙、メール、直接交流等により海外の姉妹校等と交流
- ・ 一部の学校は、選手団との交流、歓迎行事への参加等

11 オリンピック・パラリンピック教育の3つのレガシー

これまで述べてきた本教育は、東京 2020 大会後のレガシーを見据えた取組にしていくことが重要である。大会を通じて、以下の3つのレガシーを、価値あるものとして形成していく。

- (1) 本教育に関わる体験や活動を通して、子供たち一人一人の心と体に、人生の糧となる掛け替えのないレガシーを残していく。
- (2) 今後5年間で蓄積されるノウハウや人的ネットワーク等を活用し、学校における多様性への理解、国際交流、伝統・文化理解、ボランティア等などの取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させていく。
- (3) ボランティアマインドの醸成や障害者理解の取組を家庭や地域へ波及させ、子供たちだけでなく、家庭や地域を巻き込んだ取組にすることにより、大人たちのボランティアマインドや障害者理解を高め、ひいては共生・共助社会の形成につなげていく。

＜図2＞ オリンピック・パラリンピック教育(ボランティア、障害者理解)のレガシーのイメージ —共生・共助社会の実現—



12 各学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進を支えるために東京都教育委員会が実施する支援策

(1) 学習教材の作成等子供たちの学習活動を支える取組の充実

子供たちの自発的な学習を促すとともに、体験や活動を重視した取組ができるよう、「4×4の取組」の具体的な内容を盛り込んだ学習読本や映像教材、教材を実際に活用する教員向けの指導書、優良な指導事例などを集めた実践事例集など子供たちの学習を支える学習教材等を作成・配布する。

また、ボランティアや障害者スポーツ等の体験が充実するとともに、子供たちが自主的に活動に取り組めるような仕組みを構築する。

(2) 教員研修の充実

子供たちへの教育効果を高めていくには、教員自らが、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、価値について学ぶとともに、オリンピック・パラリンピアンに加え、大会を支える人々の努力や生き方を学ぶなど、オリンピック・パラリンピックを多面的に知ることも重要である。こうした観点から、今後、教員研修を更に充実させ、教員の指導力の向上を図る。

また、障害者スポーツの実技研修会や、授業計画を立案するためのグループワーク等を取り入れた指導法等に関する研修を実施する。

(3) 教育をサポートするウェブサイトの構築

都内の各学校の本教育をサポートするため、教員や子供たちが利用できるウェブサイトを構築する。

このサイトは、本教育における取組を世界に発信するとともに、学校や子供たちの国際理解・交流を支援するような仕組みも兼ね備えたものとする。

(4) 学校を支援するコーディネート機能の構築

国際交流、障害者理解や障害者スポーツの体験等、ボランティアマインドの計画的な育成などの取組について、関係団体とのつなぎや調整などの役割を担い、学校や区市町村教育委員会が推進する本教育を支援するための仕組みを構築する。

(5) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や関係機関との連携・協働

本教育を充実させ、子供たちにとっての有意義な学習・体験の場が広がるよう、東京都、国、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の関係部署やその他関係機関と密接な連携・協働を図っていく。

また、関係機関と連携し、障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るために必要な環境整備を行う。

※ 支援策については、今後、本教育の実施状況等を踏まえつつ、必要に応じて追加・強化策等を検討していく。

【資料1】段階的な推進 —準備期と3つのフェーズ—

フェーズ	取組	学ぶ (知る)	観る	する (体験・交流)	支える
III	開催年 2020 (H32)		観戦・応援 ○選手村で歓迎 ○競技会場で応援 ○選手団の学校訪問 ○聖火リレーの応援	イベント ○ライブサイトに参加 ○様々な文化プログラムに参加	ボランティア ○大会ボランティア・都市ボランティアに参加
	1年前 2019 (H31)		○事前キャンプで各国選手団を応援・交流 ○ラグビーワールドカップ2019 ○テストイベントを観戦	○マイルストーンイベントに参加	○テストイベントにボランティアとして参加
II	2年前 2018 (H30)	○英語村開設 ○小学校英語の教科化(先行実施)	○世界各国の文化・芸術を鑑賞する	○マイルストーンイベントに参加 ○文化プログラムに参加	○国内の各種競技大会や障害者スポーツ大会等にボランティアとして参加
	3年前 2017 (H29)	基盤となる4つのテーマを4つのアクションで推進 ○オリンピック・パラリンピックの精神 ○文化 ○スポーツ ○環境			
準備期間	4年前 2016 (H28)	○東京大会の環境対策を学ぶ	○競技会場ツアー ○リオ大会閉会式・キックオフイベント	○実演家を招き伝統文化を体験 ○リオ大会閉会式・キックオフイベント	○地域の行事やスポーツ大会等にボランティアとして参加
	4月	学習読本・映像教材によるオリンピック・パラリンピック精神の学習 ○障害者スポーツ大会等を観戦 ○アスリートを招きオリンピック・パラリンピック競技体験 ○地域の留学生、外国人、海外の学校等と国際交流 全校に拡大			
現在	○語学教育の強化 オリンピック・パラリンピック教育推進校600校で先導的に試行				

※ 東京2020大会に向け、オリンピック・パラリンピック教育を「4×4の取組」で実践するとともに、準備期と、更に段階的に3つのフェーズに分けて展開する。大会開催時には、大会に直接・間接に関わる「観る」「する(体験・交流)」「支える」に収れんさせていく。

【資料2】 「4×4の取組」の具体的な実践例

	学ぶ (知る)	観る	する (体験・交流)	支える
オリンピック・パラリンピックの精神	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史、意義、人物、国際親善や世界平和に果たしてきた役割等、オリンピック・パラリンピックの精神や価値について学ぶ。(各教科、道徳、特活、総合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイルストーンイベント(オリンピック・パラリンピックに関わる特別日に開催される行事)の機会や、教育庁、オリンピック準備局、組織委員会等が主催する行事に参加し、オリンピック・パラリンピックへの理解を深める。(総合、特活) ○ リオデジャネイロ大会期間中のライブサイトに参加したり、その運営をボランティアとして支えたりする。(総合) ○ 1964年当時の資料映像等を鑑賞し、大会がもたらす社会への影響等について学ぶ(社会、総合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供たちが学習した成果を、被災地をはじめ各地の子供たちに、交流や展示等を通じて披露し、大会への気運を醸成する。(総合) 	
スポーツ	オリンピック競技	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上競技が、古代オリンピック、近代オリンピック競技大会で主要な競技として発展した成り立ちを学ぶ。(保健体育) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動会や体育祭をオリンピックに関連付けて企画したり、外部指導者を招いてオリンピックの各種目を体験したりすることなどにより、体育授業の充実を図り、体力向上を図る。(保健体育、特活) 	<ul style="list-style-type: none"> <異校種間の連携> ○ 中学生が小学生のスポーツ活動や運動会をサポートする。(特活) ○ 高校生が中学校の部活動をサポートする。
	パラリンピック競技・障害者スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ○ パラリンピックの歴史、意義、人物、競技種目等や、障害者スポーツのルールなどを学ぶ。(総合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部指導者を招いてパラリンピックの各種目や障害者スポーツを体験したり、体育授業の充実を図ったりすることなどにより、障害者理解を促進するとともに、体力向上を図る。(保健体育、特活) 	
文化	日本文化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京や郷土の伝統文化・芸能を学ぶ。(国語、社会、音楽、道徳、外国語、総合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部人材や民間芸術文化団体と連携し、東京や日本の伝統文化・芸能等を鑑賞するとともに、実際に体験することにより、深く理解する。(特活、総合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「おもてなし親善大使」育成塾(中・高校生)や「外国人おもてなし語学ボランティア育成講座」(高校生)等の各種講座等に参加し、東京の魅力への理解を深め、おもてなしの心や態度を身に付ける。
	国際理解・交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世界の国々の歴史・文化・芸能等の特徴や多様性を学ぶ。(社会、音楽、道徳、外国語、総合など) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外の学校や団体と様々な文化交流を進める。(総合) ○ 地域や近隣の大学等と連携し、在日外国人や留学生等との交流により、日本の良さを発信する。(社会、外国語、総合) 	
環境 (持続可能性)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大会の歴史と環境、大会で使われる環境テクノロジーなど、オリンピックと環境との関わりについて学ぶ。(国語、社会、道徳、総合など) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境分野で先進的な取組を行う企業が主催する展示会や工場の見学・体験などを通じて、日本の最新の環境テクノロジーを学ぶ。(社会、総合) ○ 東京2020大会の会場予定地・周辺等を見学し、大会運営や街づくりにおけるバリアフリーへの対応を学ぶ(社会、総合、特活) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の美化活動、ゴミ減量、節電、リサイクル活動等を通じて、環境を守ることへの意識を高める。(総合、特活)

[注] 「総合」は「総合的な学習の時間」を、「特活」は「特別活動」を示す。以下、同じ。

【資料3】 ボランティアマインドを醸成する具体的実践例

		小学生	中学生	高校生
平成28年度	学ぶ (知る)	○ 思いやりの心を届けよう (道徳) 相手の置かれている状況や困っていること、悲しい気持ちでいることなどを自分のこととして想像することを通して、相手の気持ちを考える行動について理解を深める。	○ 避難所運営で何ができるか考えよう (総合、特活) 保護者や地域の方々と一緒に、避難所運営計画を作成し、地域の方々と関わることの大切さを実感するとともに、地域の一員として貢献したいという意識や態度を身に付ける。	○ 大会への貢献について考えよう (人間と社会、特活) これまでのオリンピック・パラリンピックの大会運営に取り組んできた方からの話を聞き、自分たちの貢献が大会の成功につながっていくことを学ぶ。
	支える	○ 街をきれいにしよう (特活) 「おもてなし講座」を通して学んだ心や態度を発揮し、地域の公園や道路の清掃に参加する。 また、地域の方々と協力し、グリーンカーテンの栽培や花いっぱい運動に参加する。	○ 歓迎セレモニーのボランティアとして参加しよう (特活) 地域行事やスポーツ大会の運営等にボランティアとして参加し、運営の仕方やおもてなしについて学び、歓迎セレモニーのボランティアで実践する。	○ 各種のスポーツ関連イベントにボランティアとして参加しよう (人間と社会、特活) リオデジャネイロ大会時に東京で行われるイベントにボランティアで参加したり、被災地における選手団との交流会等のイベントをサポートしたりする。

		小学校6年生 ～高校1年生	高校2年生 ～19歳	20～22歳
平成32年度	目指す 児童・ 生徒像	地域清掃 街中緑化(植栽の管理等) 空港や観光名所での案内 選手団の歓迎や式典でおもてなしを实践	大会ボランティア 都市ボランティア	学生・社会人として 大会ボランティアをはじめ、各種のボランティアに従事 被災地復旧復興ボランティアへの参加

【注】 幼稚園、特別支援学校については、上記内容を参考に、幼児・児童・生徒の実態に応じた実践を行うものとする。
以下、同じ。

【資料4】障害者理解を促進する具体的実践例

	小学生	中学生	高校生
学ぶ (知る)	<p>○ 障害者スポーツを知ろう (道徳) パラリンピアンが全力を出し切り努力する話を聞き、障害者スポーツへの理解を深めるとともに、勉強や仕事をやり遂げる大切さについて考えを深める。</p>	<p>○ 障害者スポーツへの理解を深めよう (総合) パラリンピック競技大会の概要(歴史、意義、人物、競技種目等)について調べ、障害者スポーツに関わる話や交流等を通じて、互いを理解する心を育てる。</p>	<p>○ 障害者スポーツへの理解を深めよう (総合、保健体育) パラリンピアンを学校に招き、障害者スポーツ・パラリンピックの醍醐味や選手の卓越した能力について学び理解を深める。</p>
観る	<p>○ 障害者スポーツを観戦しよう (総合) 都内の障害者スポーツ大会や関連行事を見学したり、選手にインタビューしたりするなどして障害者スポーツへの理解を深める。</p>	<p>○ 本物のパラリンピックを伝えよう (総合) 2016 リオデジャネイロ大会や 2018 平昌冬季大会等を観戦し、パラリンピック競技の楽しさや迫力を広めるための模擬CMを作成し、発表する。</p>	<p>○ パラリンピックを応援しよう (特活) 2016 リオデジャネイロ大会や 2018 平昌冬季大会のパラリンピック競技をライブサイト等で観戦することを通して、障害者スポーツへの理解を深める。</p>
する (体験・交流)	<p>○ アスリートを招待しよう (特活) 運動会にパラリンピアン等を招待し、一緒にパラリンピックの各種目や障害者スポーツを体験する。</p>	<p>○ 障害者スポーツを楽しもう (特活) 特別支援学校の生徒と共に、障害者スポーツを体験したり、交流したりすることを通して互いの理解を深める。</p>	<p>○ パラリンピック競技を体験しよう (特活) 障害者スポーツ団体の指導者等と一緒に、障害者スポーツを体験し、共に汗を流すことにより障害者理解を深める。</p>

【資料5】スポーツ志向を高める具体的実践例

	小学生	中学生	高校生
学ぶ (知る)	○ オリンピック・パラリンピックスポーツを知ろう (総合) オリンピック・パラリンピックで行われる競技のルールや歴史等を調べ、スポーツへの関心を高める。	○ 運動やスポーツの役割 (保健体育) 体育理論の学習を通して、運動やスポーツには、身体の発達やその機能の維持、体力向上、自信の獲得、社会性を高めるなど様々な効果があることを理解する。	○ スポーツへの関わり方 (保健体育) 体育理論の学習を通して、スポーツには、ライフステージや個人のスポーツに対する欲求に応じた楽しみ方があることを理解する。
観る	○ 障害者スポーツを知ろう (総合) パラリンピックや障害者スポーツの映像を見て、様々なスポーツを体験しようという意欲を持つ。	○ スポーツ本物体験 (特活) オリンピック・パラリンピアンとの交流やスポーツ観戦を通して、卓越性や可能性を学び、スポーツに進んで取り組もうとする意欲を高める。	○ オリンピック・パラリンピックを見よう (保健体育) オリンピック・パラリンピックの映像を見て、スポーツに進んで取り組もうとする意欲を高めるとともに、多様な価値を学ぶ。
する (体験・交流)	○ 目指せ優勝！目指せフェアプレー賞！ (体育) 態度面を重視したボール運動やゲームの学習を通して、基本的な技能を身に付け、体力を高めるとともにフェアプレー精神を身に付ける。	○ 体験！世界記録 (保健体育) 10秒間走を行い、オリンピックの卓越性を体感して学習への意欲を高め、オリンピックの映像から学んだ効率的な動きを身に付け、体力を向上させる。	○ (学校名)オリンピック (保健体育・特活) 球技の学習のまとめとして球技大会を行い、選択したスポーツの技能や必要な体力を高めるとともに、計画・運営・応援等、様々なスポーツへの関わり方を体験する。
支える	○ 運動会 (特活) 係活動、応援、下級生への指導などを通して、人の役に立つ喜びを味わう。	○ スポーツの楽しさを教えてあげよう (特活) 小学生の部活動体験やスポーツ指導等を通して、社会貢献の良さを味わう。	○ スポーツ大会ボランティアをしよう 各種スポーツ大会などにボランティアや審判として関わり、地域に貢献する良さを味わう。

【資料6】日本人としての自覚と誇りを高める具体的実践例

	小学生	中学生	高校生
学ぶ (知る)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和紋様の手ぬぐい (図画工作) 東京の「粋」の心や日本の文化を伝えるために、東京染小紋を鑑賞し手ぬぐいの作成方法を学ぶ。 ○ 地域の特産品のよさを学ぼう (社会) 地域の特産品の生産の様子を調べ、生産している人々の工夫や努力を理解し、地域への誇りと愛情を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「礼儀」の基本を知っていますか？—東京都道徳教育教材集「心を見つめて」を活用して— (道徳) 時と場に応じ、主体的に適切な言動がとれるようにするために、我が国の伝統的な礼儀作法について理解を深めるとともに、他国の礼儀作法についても理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の美しさを伝えよう (特活、芸術) 日本の文化と過去の大会開催国の民族舞踊・音楽を比較しながら学び、実際に音楽を演奏したり、踊りを実演したりして発表する。
観る	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和楽を鑑賞しよう (音楽) 過去の大会開催国から来日した留学生やアスリートを招き、一緒に和楽器を使った演奏会を鑑賞する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国技に触れよう (保健体育) 「相撲」について、力士が稽古している様子を見学したり、取組を実際に観戦したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の祭りを観よう (総合、特活) 日本の各地域の祭りについて鑑賞したり、参加したりすることを通して、日本の伝統文化を大切にする心を育む。
する (体験・交流)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の伝承遊び (国語) 日本の伝承遊びの中から話題を決め、必要な情報を収集し、来校した外国の方に分かりやすく説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の魅力を発見・発信 (総合) フィールドワークやインタビュー活動を通して、自ら発見した地域の魅力を、ALT¹や姉妹都市の中学生等に英語で紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の伝統文化に触れよう (総合、特活) 地域在住の外国人や留学生と、日本の伝統食の調理実習や和装の着付けなどを一緒に体験し、日本の文化を伝えながら、日本人としての自覚や誇りを身に付ける。

¹ ALT 外国語指導助手 Assistant Language Teacher の略

【資料7】豊かな国際感覚を醸成する具体的実践例

	小学生	中学生	高校生
学ぶ (知る)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知ろう、学ぼう世界の国々 (総合) 世界の国々のスポーツ、歴史、文化、自然、食べ物、建物、言語等について調べ、発表する(クイズ大会を開く)。 ○ 「おもてなし」について考えよう (総合) 茶道体験において、もてなしを受けることを通して「おもてなし」とは何かを学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知ろう、学ぼう世界の国々 (社会、総合) 各国について調べた上で、大使館の職員や留学生等を招き、各国の特徴や文化などについて講話をしてもらい、理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「おもてなし」の心を学ぼう (総合) 日本や郷土の歴史・文化、風習等を学習し、日本人らしい考え方やもてなしの仕方を学び、英語でプレゼンテーションを行う。
観る	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域にある世界の文化に触れよう (音楽、図工、特活) 地域在住の留学生や外国人、国際団体、スポーツクラブ、芸術団体を招き、世界の文化、スポーツ、芸術等の実演を見学する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の技術を観に行こう (社会、総合、特活) オリンピック・パラリンピックを支える、世界に誇る日本の中小企業のものづくりや日本の最先端技術等を見学する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世界各国の文化・芸術を鑑賞しよう (総合、特活) 文化プログラム、民間芸術文化団体や駐日大使館等と連携し、世界各国の伝統文化・芸能等を鑑賞する。
する (体験・交流)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世界の人々と仲良くなるよう (総合) 地域在住の外国人や留学生、国際団体、駐日大使館関係者と交流会を開催する。 ○ 世界の伝統料理を味わおう (家庭) 各国の伝統料理を調べ、地域在住の外国人や留学生を招き、一緒に作って味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツで交流しよう (特活) 外国人アスリート等を招き、スポーツ交流会を開催する。 ○ 私の国を紹介します (社会、外国語、美術、技術、総合) 日本の文学、芸術、食、遊び、先端技術などを調べ、外国人に英語で紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同制作に取り組もう (美術、総合、特活) 交流国の生徒と、共同で絵画を制作する。 ○ 食文化フォーラムを開こう (総合、特活) JET²青年や留学生を招き、互いの国の伝統・文化、芸能、食文化などを伝え合う交流会を実施する。

² JET JETプログラム(「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会(クレア)」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進している。

資料で読む市民憲章

高野 修

《市民運動から生まれた》

市民憲章について、当時の新聞記事から引用しておこう。

「藤沢市『市民憲章』制定各種の運動をまとめ、来月」という見出しで『神奈川新聞』1964年6月3日号は、

藤沢市はオリンピックヨット競技場の地元市であることから、オリンピックを契機に各種市民運動をまとめた市民憲章制定を検討、今日三日、準備委員会を開いたのち、六月定例市会に提案、可決されれば来月一日を制定記念日としてスタートする。

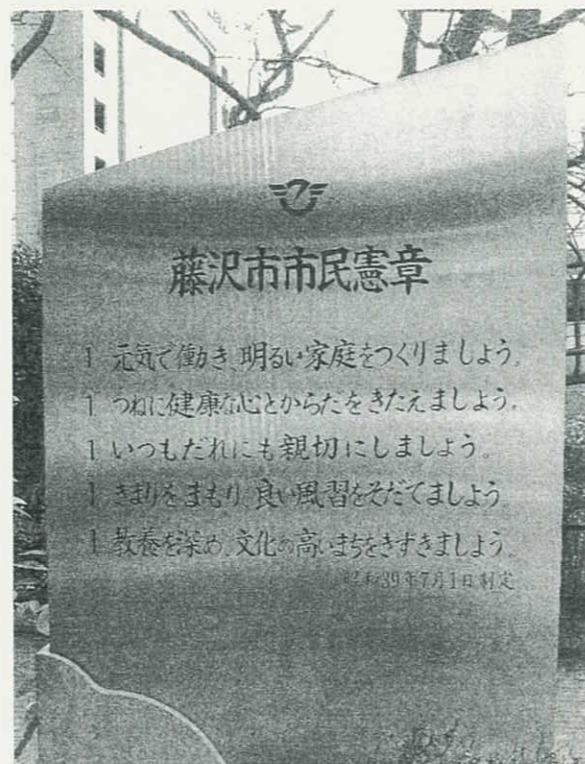
同市は昭和15年10月1日市制を施行、面積69.57平方キロ、人口も十五万を突破し、住宅、観光に加えて工業生産都市としても発展している。このため明るい市づくりを目標にした市民憲章をつくらうと市婦人団体連絡協議会（大地兼香会長）が提唱して盛り上がった。同憲章は現在、活動している美化運動、防犯運動、交通安全運動、よい市をつくる運動、青少年保護育成運動、社会を明るくする運動、体育・文化運動、環境衛生運動、火災予防運動などを一本化し、市民が守るべき基本的な社会生活向上の共同の規範となる。

と、報じている。

それでは、この市民憲章制定に至る経過を見てみることにしよう。史料は昭和39年3月14日に「藤沢市市民憲章制定準備委員会」に配布された文書による。

昭和39年2月26日午後2時、静岡銀行3階ホールで藤沢市婦人団体連絡協議会の定例会議が開催された。その席上において、同協議会会長の大地兼香氏は協議会の挨拶の中で、つぎのように述べている。

「現在、美しい町づくり、新生活運動、交通安全運動、防犯等、あるいは未組織のものもあるけれども、いろいろな市民運動が展開されているが、これらの運動は全市民がまとまってこそ成果があると思



われます。しかし上からの強制は絶対にゆるされない。それでは全市民がまとまるにはどのような方法が必要であるか、先日の婦人団体連絡協議会定例会にこのようなことがもちあがり、いろいろな市民運動を全市民が一緒になって考えたい。そのためには一の目標すなわち市民の協力を集結するための規範を制定したいということで意見の一致をみた。ちょうど今年最高の行事であるオリンピックが10月に開催されるので今が絶好の時期でもあるので本日はみなさんと一緒に制定について考えたい。」と述べられている。

さらに史料は、つぎの3項目について協議されたことを伝えている。「(1) 市民憲章(仮称)制定可否について。出席者全員一致により制定した」という。「(2) 制定準備委員会設立について。制定が決定したと同時に発起人会をきりかえることにより、制定準備委員会が発足した。」また(3) 今後の進め方についても協議され、「まず、文案の審議、起草案作成のため、起草委員会を設置することになっ

た。起草委員の選出については、議長に一任することに全員賛成した」と報告書にはある。なお、起草委員の選出については、のちに議長からの報告により、以下の15名が選出されているので、参考に記載しておこう。

藤沢市市民憲章起草委員名簿(昭和39年3月17日)の中から教育関係者のみ列記する。

大谷満四郎(藤沢市立中学校長会々長)・大地兼香(藤沢市婦人団体連絡協議会議長)・黒崎義介(藤沢市文化財保護委員会委員)・櫻井登喜(藤沢市立小学校長会代表)・田辺政吉(藤沢市体育連盟会長)・服部清道(藤沢市文化団体連絡協議会々長)・古谷正三(藤沢市教育委員会委員長)・水野千代子(鶴沼女子高等学校長)

第1回起草委員会は4月2日に開催された。委員9名(氏名略)各委員出席。次の事項を決定している。

- 1 今後の進め方について
制定の目標は議会の承認を得る必要もあるので、6月定例議会以後ということで7月1日とする。
- 2 型式について
前文をおき、5カ条とする。
- 3 内容について
前文には目標をおき、本文5ヶ条にその具体性を示す。藤沢市の特色をうたいこみ、将来の理想の姿をえがくことも必要である。すなわち、産業、文化、観光都市を前文にかかげる。低学年生にも理解できるような表現が望ましい。

前文について、案が示された。

(案)「わたくしたち藤沢市民は藤沢市を豊かな明るい美しい産業、文化、観光都市とするために、市民ひとりひとりが守るべき規範としてここにこの憲章を定めます。」

第2回起草委員会は4月8日に、市役所で開催された。委員12名(氏名略)各委員出席。

- 1 前文の検討、再確認について
前回決定通り確認した。
- 2 本文について
本文にうたうべき事項は前文に目標として産業文化観光が入ってきたのでこれに更に加えて5ヶ条とする。
(発言要旨)
低学年生でもいつも暗誦しているうちにだんだ

ん、からだの中へはいつてくるような文章がよい。きまりをまもりましょうということは、現代の子どもにはいちばん必要です。表現方法については、～しましょうという表現は主的なひびきがあり、みんなでやっという気持ちがあるから、この方法がよい。

ここで前回の宿題である本文案について黒崎、服部、古谷各委員から私案が提示され発表があった(3氏の私案は略)。

ところで、3氏の私案から選択することは表現の仕方です。どれを選択してよいか、非常にむずかしいので、小委員会を設置し、(5人の小委員を選出)委員の意見を充分尊重するというで草案作成を付託することに決定されている。

起草小委員会は4月に開催され、前文の目標にしたがい産業、文化、観光の順序にするということで本文を作成する。(産業については、勤労を尊重し、産業の発展をはかる観点から、「元気で働き、明るい家庭をつくりましょう」。(文化については、藤沢市のねらいでもある文化都市をめざすために人間性を向上し、市民ひとりひとりの正しい理解と行動が必要であるという観点から、「教養を深め、文化の高いまちをきずきましょう」。(観光については、観光都市の面目にかけても旅行者には真心をもって親切に応待するよう心がけるという観点から、「いつもだれにも親切にしましょう」。これに更にわたしたちに必要なこととして道徳と健康を加えている。(道徳については、「きまりをまもり良い風習をそだてましょう」、(健康については、「つねに健康な心とからだをきたえましょう」)を決定した。

《結論として》

市内の各小学校が参加して、市民憲章の普及を目的とした鼓笛隊パレードが開催されていたが、交通事情などにより中止されてしまったことは残念である。作成された憲章は子どもにも、大人にもわかりやすく意義深く広範囲をふくめたものとなっている。つまり、藤沢市民が守るべき基本的な社会生活上の規範を示したものとなっている。また憲章は藤沢市の環境を美しく豊かにするための規範となっている。しかし、憲章は法規範ではないという、憲章の当初に示された性格が実現されている。

(たかの おさむ・藤沢市教育文化センター)